

福島第二原子力発電所における公表基準の見直しについて

2021 年 5 月 21 日

東京電力ホールディングス株式会社

福島第二原子力発電所

福島第二原子力発電所では、発電所で発生した不適合*事象について、2003 年 11 月より「公表基準」を策定し、プレス公表やホームページを通じた「不適合事象の速やかな公表」を実施してまいりました。

本年 4 月 28 日、廃止措置計画および廃止措置を実施するための保安規定変更認可を受け、「公表基準」の見直しを実施いたしましたので、お知らせいたします。

今回見直した「公表基準」は、5 月 24 日から運用を開始いたします。引き続き、当所に関わる情報の正確・迅速な公表に努めてまいります。

<主な見直しのポイント>

○公表基準より対象外となる主な内容（プラントの状態「運転」を前提としていた事象）

- ・原子炉の計画外の停止または出力変化
- ・想定外の制御棒の引き抜け・過挿入
- ・プラント運転中において原子炉の運転に関連する主要な機器に軽度な機能低下または軽度な故障が生じた場合
- ・プラント運転中の「機能要求」のある機器に関する重要警報の発報（誤警報、誤操作を除く） など

○公表基準の区分を明確にするために記載した内容（以前から公表していた事象）

- ・立地 4 町における震度 4 以上の地震が発生した場合
- ・使用済燃料プール冷却が停止しさらに予備機の起動にも失敗した場合（計画的な停止や切り替えによる場合は除く）

○その他、記載内容の適正化など

以 上

○添付資料

原子力発電所における不適合事象発生時の公表等について

*** 不適合**

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）と異なる行為（判断）と言う。発電所では、法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象となる。

【本件に関するお問い合わせ】
東京電力ホールディングス株式会社
福島第二原子力発電所 広報部 0240-25-4111（代表）

福島第二原子力発電所における不適合事象発生時の公表等について

1. 公表方針、公表方法

- 全ての不適合事象をプレス発表や発電所ホームページ等で、すみやかに公表いたします。

公表区分		事象の概要	公表方法	
			プレス発表	ホームページ
区分Ⅰ	<u>夜間・休祭日を問わず、すみやかに公表</u>	法律に基づく報告事象等の重要な事象	◎	◎
区分Ⅱ	<u>休祭日を問わず、すみやかに公表</u> <u>夜間の場合は、翌朝準備が整い次第公表</u>	運転保守 性能維持施設管理上、重要な事象	○	○
区分Ⅲ	<u>毎日（平日）、不適合事象を取りまとめて公表</u>	運転保守管理 情報のうち、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	● ホームページへの掲載をお知らせ	●
その他	<u>定期的に不適合事象を取りまとめて公表</u>	上記以外の不適合事象	□ 定例記者懇談会等	□

◎：夜間・休祭日を問わず実施

●：前日に発生した不適合事象を、翌日（平日）の夕刻に取りまとめて実施

○：休祭日を問わず実施。夜間の場合は、翌朝準備が整い次第実施

□：定期的に実施

（注）上記については、原則的な公表時期を示す。また、安全協定などで別に定める場合はこの限りではない。

2. 不適合事象以外の公表方針、公表方法

- 発電所で発生する不適合事象以外の内容については、「発電所情報」として、内容の程度に応じ、プレス発表や発電所ホームページ等で適切な時期、方法で公表いたします。

以 上

福島第二原子力発電所における不適合事象発生時の公表事象の内容

公表区分	見直し内容	補足
区分Ⅰ	① 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条に基づく報告事象 a. 核燃料物質の盗取または所在不明 h. 原子炉の計画外の停止または出力変化 e.b. 廃止措置における性能維持施設のうち、安全上重要な機器等（経済産業省告示第327号で定める機器等）の機能に支障がある故障（ただし、簡易な修理で復旧可能な場合は除く） e.c. 火災による安全上重要な機器等の故障（廃止措置における性能維持施設のうち、安全上重要な機器等が火災により故障した場合に限る） e. 保安規定で定める運転上の制限から逸脱、または、運転上の制限の逸脱に係る保安規定で定める措置が講じられなかったとき f.d. 放射性廃棄物の排気施設または排水施設の排出状況の異常 e.g. 周辺監視区域外における空気中の放射性物質の濃度が法律に定める濃度限度を超えた場合 h.f. 周辺監視区域の外側境界における水中の放射性物質の濃度が法律に定める濃度限度を超えた場合 g. 管理区域外への放射性物質の漏えい h. 管理区域内における放射性物質の漏えい（漏えいの程度が軽微な場合を除く） i. 計画外の人の被ばく j. 法律で定める線量限度を超える被ばく m. 想定外の制御棒の引き抜け、過挿入 h.k. 原子炉施設が原因となる人の障害 ② 原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第3条第1項に基づく報告事象 a. 感電死傷事故（<u>死亡または入院した場合</u>） b. 電気火災事故（<u>工作物にあっては、その半焼以上の場合に限る</u>） c. 原子力発電<u>自家用電気</u>工作物の破損事故等により公共の財産に被害を与えた事故 d. 主要電気工作物の破損事故（<u>電圧1万ボルト以上の需要設備</u>） e. 原子力発電工作物の破損事故等による他社への波及事故 ③ 法律に基づく報告事象に該当しない原子炉の計画外の停止 ④ ③ 保安規定に違反した場合 ⑤ ④ 放射性同位元素の盗取または所在不明 ⑥ ⑤ 核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染されたもの、または放射性同位元素を輸送中の事故 ⑦ ⑥ 火災の発生または火災と判断された場合（ただし、明らかに誤報と判断される場合は除く） ⑧ ⑦ 危険物の漏えいにより発電所構内へ緊急車両が入構した場合（ただし、業務車のみで入構するような軽度な場合は区分Ⅲとして扱う） <u>⑧ 使用済燃料プール冷却が停止し、さらに予備機の起動にも失敗した場合（計画的な停止や切替による場合は除く）</u>	①b、①e、①m、③ 発電を行わないため、また原子炉に燃料を装荷しないため削除 ①b、①c、 廃止措置においては、安全上重要な機器等の一部は使用しなくなることから、対象を性能維持施設に限定 ②、②a～e 電気工作物の種別が原子力発電工作物から自家用電気工作物に変更となったことによる見直し ⑥、⑧ 社内運用を公表基準へ明記
区分Ⅱ	① 以下に示す事象の内、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 a. 原子炉出力または発電機出力の5%を超える計画外の出力変化 h.a. 排気筒または排水口から放射性廃棄物の計画外の排出があった場合 e.b. 管理区域内において機器の故障その他不測の事態が生じたことにより液体状の放射性物質が漏えいした場合であって、漏えいの拡大を防止するための堰の外に漏えいが継続している場合（ただし、増し締め等により速やかに漏えいが止まった場合、漏えいの拡大を防止するための措置を講じられた場合を除く） e.c. 保安規定で定める運転上の制限施設運用上の基準からの逸脱 e.d. 廃止措置における性能維持施設のうち、安全上重要な機器等（経済産業省告示第327号で定める機器等）の機能に支障を及ぼすおそれのある故障（ただし、簡易な修理で復旧可能な場合は区分Ⅲとして扱う） ② 原子炉の内部に異物を発見した場合、機器の故障等により原子炉に入る可能性があるルースパーツが発生した場合 ③ 原子炉の内部へ物品を落下させた場合（ただし、落下させた物品が発見されており、回収できる場合は「その他」として扱う） ④ <u>プラント運転中の「機能要求」のある機器に関する重要警報の発報（誤警報、誤操作を除く）</u> ⑤ ② 身体汚染を伴う人の障害（ただし、除染できる場合を除く） ⑥ ③ 放射線監視に支障を及ぼすモニタリングポストの故障があったとき	①a、④ 発電を行わないため削除 ①c 廃止措置における保安規定では、運転上の制限はなくなり、施設運用上の基準となる ①d 廃止措置においては、安全上重要な機器等の一部は使用しなくなることから、対象を性能維持施設に限定 ②③ 原子炉に燃料を装荷しないため、異物による燃料損傷リスクは、使用済燃料プールのみとなるため、削除

公表区分	見直し内容	補足
区分Ⅲ	① 原子炉出力または発電機出力の１％以上５％以下の計画外の出力変化 ② <u>① 廃止措置における性能維持施設のうち、安全上重要な機器等</u>（経済産業省告示第３２７号で定める機器等）の機能に支障がある故障であるが、簡易な修理で復旧できる場合 ③ <u>プラント運転中において原子炉の運転に関連する主要な機器に軽度な機能低下又は軽度な故障が生じた場合</u> ④ 上記②、③に該当しない故障のうち、その点検補修を行うに当たり、計画的に原子炉出力又は発電機出力を低下させる必要がある場合 ⑤ 原子炉の安全性、運転に直接影響を及ぼさない機器等の故障であるが、大がかりな補修工事を要する場合 ⑥ <u>プラント運転中の「機能要求」のある機器に関する重要警報が誤警報、誤操作により発報した場合、またはプラント停止中の「機能要求」のある機器に関する重要警報がプラントの実挙動変化により発報した場合（誤警報、誤操作を除く）</u> ⑦ 原子炉の運転に関わる主要なパラメータが緩やかに変化し、監視を要する場合 ⑧ <u>②</u> 排気筒モニタ、モニタリングポストの環境放射線モニタの故障による一時的な欠測 ⑨ <u>③</u> 排気筒モニタの変動はないが、排気筒サンプリングにより粒子状の放射性物質の放出が確認された場合 ⑩ <u>④</u> 管理区域内において液体状の放射性物質の軽微な漏えいを確認した場合（ただし、漏えいの拡大を防止するための堰を超えなかった場合や、極く軽度な場合を除く） ⑪ <u>⑤</u> 管理区域内において２００リットル程度以上の水の漏えいを確認した場合（ただし、漏えいの拡大を防止ための堰を超えなかった場合は除く） ⑫ 管理区域内において原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えいを確認した場合 ⑬ <u>⑥</u> 管理区域内において、汚染のおそれのない区域（Ａ区域）に汚染を確認した場合、またはＢ区域において４ベクレル／ｃｍ^２を超える汚染を確認した場合 ⑭ <u>⑦</u> 使用済燃料プール<u>内</u>に、圧力抑制室等の内部に異物を発見した場合 ⑮ <u>⑧</u> 使用済燃料プール<u>内</u>、圧力抑制室等の内部へ物品を落下させた場合（ただし、落下させた物品が発見されており、回収できる場合は「その他」として扱う） ⑯ <u>⑨</u> 定期検査（電気事業法第５４条第１項の検査）または使用前検査（電気事業法第４９条第１項の検査）に関し、安全上重要な機器等の機能に影響を及ぼすおそれのある不適合が確認された場合（ただし、法令に基づく手続きの必要のない場合を除く） <u>性能維持施設の定期事業者検査において、一定の期間が経過した後核燃料物質、核燃料物質及び原子炉規制に関する法律(以下、炉規制法)第４３条の３の１４の技術基準に適合しなくなる恐れがある部分があると認め、炉規制法第４３条の３の１６の４項に基づく報告を原子力規制委員会に行う場合(但し、系統機能検査において、機器に要求される機能・性能を確認できる場合は除く)</u> ⑰ <u>⑩</u> 原子力発電設備に係わる業務において発生した人の障害であって、救急車で病院へ搬送した場合、または入院加療を要する場合（ただし、原子力発電設備に係わる作業以外の業務（事務所における清掃作業、事務所内の機器の運搬作業等）やグラウンド等における人の障害、個人の病気、または検査のための入院は除く） ⑱ <u>⑪</u> 放射線業務従事者の１ｍＳｖを超える計画外の被ばくがあったとき ⑲ <u>⑫</u> 放射性物質の微量な内部取込み（ただし、本人の了解を得た場合に限る） ⑳ <u>⑬</u> 関係行政機関（労働基準監督署、消防署等）に<u>ハ</u>法令等に基づき<u>報告する場合や指導文書等を受領した場合連絡する必要がある事象</u>（ただし、<u>立入検査などでの指摘、指導に対する報告は除く明らかに誤報と判断できる場合を除く</u>） ㉑ <u>⑭</u> 消防法に基づく危険物の漏えいにより発電所構内へ消防署の業務車が入構した場合（ただし、簡易な拭き取りで回収可能な場合や増し締め等の簡易な補修により速やかに漏えいが停止できる場合など極く軽度な場合は除く） ㉒ <u>⑮</u> 管理区域の設定が適切になされなかった場合 ㉓ <u>⑯</u> 構内保管すべき設備・機器が発電所構外に持ち出された場合 ㉔ <u>⑰</u> 放射性物質を含んでいる可能性がある系統において、排気口や排水口以外の場所から管理区域外へ気体や液体が漏れ出ていたが、放射性物質の漏えいはなかった場合 <u>⑱ 立地４町（双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町）のいずれかにおいて、震度４以上の地震を観測した場合</u>	①、③、④、⑤、⑥、⑦、⑯ 発電を行わないため削除 ① 廃止措置においては、安全上重要な機器等の一部は使用しなくなることから、対象を性能維持施設に限定 ⑦、⑧ 原子炉に燃料を装荷しないため、異物による燃料損傷リスクは、使用済燃料プールのみとなる ⑨ 法令要求変更に伴う見直し ⑬ これまでの運用実績を踏まえた見直し ⑱ 社内運用を公表基準へ明記
その他	上記以外の不適合事象（日常小修理）	